

(仮称)自治基本条例素案検討委員会会議録(概要)

会 議 名	第 3 回会議録
開 催 日 時	平成 21 年 8 月 29 日 (土) 13 : 30 ~ 16 : 35
開 催 場 所	尾西生涯学習センター 5 階 AB 会議室
出席委員氏名	青木委員、浅野委員、石井委員、一色委員、今井委員、岩原委員、鵜飼委員、太田委員、古池委員、平井委員、松下委員、八木委員、山口(善)委員、山口(昇)委員 計 14 名
欠席委員氏名	谷口委員、松井委員、松村委員 計 3 名
出席した市職員	企画部次長、企画政策課長、同副主監 1 名、同主査 2 名、同主任 1 名 計 6 名
会 議 事 項	1. 提言書項目の検討
会 議 結 果	1. 提言書項目(第 2 章市民参加のまちづくり)について検討
会 議 内 容	
松下委員長	<p><u>市民憲章唱和</u></p> <p style="text-align: center;">(市民憲章唱和)</p> <p><u>提言書項目の検討について</u></p> <p>今日は、第 2 章の市民参加のまちづくりを議論していきます。前回は、建設的なさまざまな意見が出て、いい会議だったと思います。</p> <p>まず、「提言書と他市条例の比較表」を用いて、議論を進めたいと思います。提言書は、さまざまなことが書いてあるため、重複して書いてあったり、ボリュームが多くなったりしています。第 2 章を見ますと、6 ページの「市民の権利」「市民の責務」7 ページ「参加の機会」がひとつのまとまりになっていると思いますので、そこを中心に議論を進め、情報公開、評価へ進めていきたいと思います。</p> <p>該当の部分を事務局に読んでもらおうと思います。</p>
事務局	< 該当部分「市民の権利」「市民の責務」「参加の機会」朗読 >

松下委員長	<p>読んでいただいた中で、情報の話は次の議論に回すこととし、ここでは参加の部分を中心に議論していきたいと思います。</p> <p>論点としては、1つ目は、市民がまちづくりに参加する権利があるという部分、2つ目は、市民がまちづくりに参加する責務があるという部分、その他として、まちづくりに参加する仕組みが多く書いてあるような感じがします。岩原委員から、提言書を検討した際のみなさんの思いをお話いただきたい。</p>
岩原委員	<p>提言書のほうは、4ページから8ページに記載しています。これから、市民ひとりひとりが加わっていく。今までは、役所まかせであったが、市民自身がフィールドに降りていくという時代が来ている。まちづくりの権利があるというのは、違和感があると思いますが、今までの延長のまちづくりではなく、新しいまちづくりの考え方です。</p> <p>責務のところでは大事なところは、参加しないことで不利益を被らないという部分です。</p> <p>権利と責務をこの委員会の中でぜひ共有していただきたい。これからのまちづくりの基本的なスタンスとして認識していただきたい。</p>
松下委員長	<p>これについて、ご意見いただきたい。</p>
古池委員	<p>市民が積極的に市政に関わるのは大事だとは思いますが、印象として、責務という言葉がきついなあとと思います。</p>
青木委員	<p>私も、他市と比較すると、責務に関してきついなあという印象を受けました。広報にも、自治基本条例に関するコラムが毎月載っていますが、初歩的な内容で、まだよくわからないくらいだと思います。市民の方々も今は、参加しなくてはならないなあと思い始めている段階であるとすれば厳しいと思います。</p>
八木委員	<p>各委員がお話されているように、市民が重く受け止めてしまうのではないかと思います。市民の責務の に市民活動支援制度が細かく謳われていますが、こんなに細かく謳わなければいけないのかと思います。</p>

<p>松下委員長</p>	<p>責務を中心に、やや表現がぶっきらぼうかもしれませんがね。他市を見ると、同じようなことが書いてあるが、もう少し丸めて書いてあるような気がします。例えば、飯田市ですと、「市民は、まちづくりの主体として、・・・努めます。」とあります。</p>
<p>石井委員</p>	<p>「責務という言葉をやさしくすること」と「責務があるということ」をみなさんで共有すること」は分けて考えたほうがいいと思います。</p> <p>言葉をどうするかは、技術的なことだと思いますが、まず、責務があるということは、委員間でしっかり共有したほうがいいと思います。というのは、あとで、市民はこういうことを求めていますとか、議会や行政に対してお願いしたいとか書かれているのに、市民はまちづくりのことなんて知らないよということでは、バランスが悪いと思います。責務は、はっきり言って、市民にとっては「重い」とは思うが、これだけのことが出来るようになることの裏返しで、市民に返ってくることもあるということを経験した上での条例かなと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>「市民は、言い放しではだめだ」という部分を共有すべきだという意見ですね。</p>
<p>浅野委員</p>	<p>私がボランティアを始めたころは、ボランティアをしない人は、ボランティアをする人の足を引っ張らないようにしようというのが精一杯でしたが、10年経って、このように責務が書かれるようになったのかという感想です。初めての条例ですので、責務と書くかどうかは別として、文章にある程度の表現を入れる必要はあると思います。</p>
<p>八木委員</p>	<p>住民サービスが今、多様化している中で、責務ということにこだわると、逆に狭めてしまうのではないかと。たとえば、個人情報保護法ができたことによって、町内会等地域の団体はかなり困っています。もう少し、市民の権利や責務の部分は、やわらかい感じで、間口を広げていったほうがいいと思います。</p>
<p>一色委員</p>	<p>責務は、責任と義務という意味だと思います。権利に対して責任を負うというのは当然のことだと思いますが、義務まで踏</p>

	<p>み込むかどうかということだと思います。そのへんの表現が問題なんだと思います。</p>
<p>今井委員</p>	<p>(市民の責務)という項目がありますが、飯田市の場合は、市民の役割ということになっています。題目は「役割」とし、「自らの発言と行動に責務を持つものとします」のように、文中のどこかに「責務」を持ってきてはどうか。題目に「責務」が来ると抵抗感があるかもしれない。折衷案として、そう思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>私が関わっていた流山市では、見出しは「市民の責務」とし、その中身は役割のようなことが書いてあります。市民の責務については、まちづくりへ参加してほしいが、無理やり参加すべきものではない。人生の中でも関われる時期と関われない時期がある。関われる時期に関わろうよという考えです。それを表現すると流山市や飯田市のようになるということ。責務はあるけれど、いきなり責務だと受け止められるような表現は避けて、その趣旨は生かしつつ、幅のある多様な表現に変えてはどうかと思います。</p>
<p>平井委員</p>	<p>流山市は市民発議ですが、飯田市は議会発議なので、当然、表現が変わってきているのではないのでしょうか。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>それでは、権利と同時に責務はあるとしても、その責務の表現をやや幅のある表現に、違和感のないように変えるということはどうでしょうか。</p> <p>それではそのようにしたいと思います。</p> <p>次は、未成年者について、検討していただきたいと思います。「市民の権利の」「参加の機会の」に未成年者の記述がありますが、これについての考える会の思いなどを簡単にご説明いただきたい。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>実は、考える会の中にほとんど若いメンバーがいまませんでした。まちづくりは、団塊世代だけが中心ではなく、若い方たちにいかにまちづくりに関わっていただくかということがありま</p>

<p>松下委員長</p>	<p>して、キーワードとして入れています。考える会でも悩んだところですので、みなさんに、ぜひ、知恵をいただきたい。</p> <p>市民の中には、もちろん、未成年者も含まれている。それをあえて、未成年者を打ち出すということは、未成年者にもまちづくりに関心を持ってもらおうというメッセージが考える会の議論の中で出てきたということですね。</p>
<p>浅野委員</p>	<p>県営運動場を桜の名所にしようと運動を始めているが、昨年から、利用者である中高校生に働きかけたら、ずいぶん参加が増えた。仕組みを考えれば、若い世代は加わってくると思う。「権利があって、でも強制されることはなくて、さらに責務もあって・・・」ということではなく、支え合いの考えで、表現を変えてはどうかと思います。</p>
<p>鵜飼委員</p>	<p>私も、青少年にはいろいろな機会に関わっています。地元で公民館行事をしたり、青少年の育成を行ったりしています。</p>
<p>山口（昇）委員</p>	<p>未成年者について、ことさら取り上げるのではなく、総則の「市民とは」という部分で、未成年者も当然含まれるんだというニュアンスを入れてはどうかと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>今までの発言は、このように整理したらどうかと思います。</p> <p>未成年者も市民なので、当然、市民の中に入っている。あえて、未成年者について特別に書くということは、法律論的に言うと、「市民はまちづくりに参加する基本的な権利があります」と書いてあって、「未成年者はまちづくりに参加する権利を有します」と書くと、未成年者については「基本的な権利」ではないのかという議論になってしまいます。未成年者に大いに参加してもらおうという趣旨はそのとおりなので、参加の仕組みとして未成年者だけを特に書いて、未成年者がまちづくりに参加できるさまざまな仕組みを作っていくとしてはどうか。参加の仕組みの中に入れると収まりがよいのではないか。特にこれから一宮市の未来を担う子供たちについては様々な機会を使ってまちづくりに参加してもらおう、そういう心がけがよいと思います。このまま条例に入れると法規的に全面カットされてしまう。</p>

古池委員	<p>それでは思いが違う。未成年者の仕組みの中に入れるということで、趣旨は十分生かされると思います。</p> <p>事業者の役割が飯田市に書いてあるが、入れなくていいのか。あえて明記するのかがどうかが気になります。</p>
松下委員長	<p>これは議論ですね。事業者は市民だという定義がしてありますが、あえて、事業者について載せるべきかどうか、皆さんの意見はどうでしょうか。</p>
石井委員	<p>議論した中で、事業者は市民の定義に入っています。それを先ほどの議論のように、抜き出して書くべきか議論したが、そこまでは、あえて書くほどのことはないかなということでした。</p>
岩原委員	<p>飯田市が市民の定義をどのようにしているか見てみますと、市民は団体を含めていますが、事業者を含んでいるのか明確ではありません。市民の中に入っていないのではないかと。そういうことであれば、市民の中に定義されている一宮市としては、事業者を特別にあげる必要はないのではないかと。</p>
太田委員	<p>岩原委員の言われたとおりでいいと思います。</p>
松下委員長	<p>事業者はあえて入れないということでもいいですね。条例が出来た時の解説の部分で、こういった議論があって、迷ったけれども入れていないと書いておくとよいと思います。</p> <p>市民の責務 に市民活動支援制度のことがやや詳しく記述していますが、これは例示ですよ。例示自体をそのまま条例に掲載することはないと思います。そのあたりは、最後のまとめの書きぶりのところで整理していくといいと思います。</p> <p>「市民の権利・責務・参加の機会」のあたりで、何か気になる部分がありますか。</p>
岩原委員	<p>市民の責務の ですが、まさに町内会だと思います。町内会は、今、市から何らかの形で補助が出ていると思いますが、仮にこれが条例化されると、全ての町内会は、その使い道等を公開しなければならなくなります。町内会では会計報告・活動報</p>

<p>松下委員長</p>	<p>告などはすでにあるとは思いますが、一定のレベルが求められるようになると思います。市では、町内会や支援制度の対象団体などへの補助金の使い道をチェックする形になっているのかどうか。そのへんのところは、どうでしょうか。</p> <p>の文章は、実はもっと後に出てくる町内会あるいは NPO の役割に関連してきます。そこで議論しようと思いましたが、意見が出ましたので議論しようと思います。活動団体ができるだけ情報を出してと条例で書いて、より信頼される組織になってもらいたいという思いだと思います。</p>
<p>八木委員</p>	<p>町内会一つとってもデリケートな問題です。やりたくて町会長をやっている人もいるし、やりたくなくても順番が回ってきてやらされている人もいます。町会長さんには手当が出ていても、その下の班長さんなどはボランティアでやっている部分もある。責務などでがんじがらめにすると役員のなり手がなくなってしまふ。危険な方向に向かっていく心配がある。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>現状はそうだと思います。</p> <p>しかし、今までの延長線上の議論ではなく、方向転換する時期に今はきていると思います。自分の町内会は必要があって法人化したのが、それから 4~5 年経って町内会はあきらかに変わってきている。たしかに、すぐに変化はないだろう。条例が出来たら、市民の皆さんからかなりの反発が出るだろう。しかし、それを乗り越えていく時ではないかと思います。時間はかかるかもしれませんが、この条例をきっかけに、今までと違うという変化のスタートとしたい。「現状はこうだから、それやったら大変」ではなく、条例を作るといことはその大変なところに突き当たっていくということではないでしょうか。一気に変わらないかもしれないが、徐々に変わっていけばと思う。</p>
<p>八木委員</p>	<p>この条例の話が出て、合併後 5 年目を迎えた市全体が新しい一宮市に向かっていくんだなと実感しております。しかし、現実、地域は積み重ねであり、合併して昨年度から連区制に変わり、新しいシステムとなりました。やはり、活動団体、NPO のことであれば、なおさら最初はソフトにスタートを切ったほうが</p>

<p>青木委員</p>	<p>よいと思います。</p> <p>尾西は去年から連区制が始まったということで、かなり仕組みが変わりました。今年2年目で、まだ慣れていない段階です。また新たな変化は町内会にとっては「また変わるの？」という印象がかなり強いと思います。このあたりはデリケートな問題なので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>市から補助金が出ているものについての一定の説明責任は、当たり前のことだと思いますが・・・</p>
<p>浅野委員</p>	<p>市に質問です。私は20年前に町内会長をやっていました。今でも事務補助費という名目のものが出るのですか。</p> <p>今は町会長の引き受け手がなくて困っている。</p>
<p>山口（善）委員</p>	<p>町内会への支出には、町内会長さんへ謝礼の形で出ているもの、この事業をやってくださいということで町内会へ交付金を出す場合、特定の事業に対し1/2とか1/3のお金を出す場合など、いろいろな形・ケースがあります。なおかつ、謝礼の取り扱いについても、町会長さん個人に入っている場合もあれば町内会に入っている場合もあるようで、様々です。</p> <p>私どもは、補助金であれば、補助申請、領収書をつけた実績報告など、しっかりした書類をいただきます。また、民生委員さんとか保護司さんは、いろいろな活動をしていますので、「一律いくら支払うので活動の一部にあててください」という公費の支払い方もあります。その場合も書類で、どんな活動をしたかは教えていただきます。また、それぞれの団体では、決算書などを作られ、さらに監査を実施されているところもあります。</p> <p>ここでいう「公開する責務があります」という公開は、市民全体に公開することなのか、町内会の中で公開してくれるのか、どういう意味なのか。</p> <p>すべて公開するということになると、市で持つボリュームというのはかなりのものになります。それぞれの団体では当然公開していると思いますが。</p> <p>町内会に対してお金の使い道に市から制約を設けているもの、設けていないものがあります。さまざまなケースをどう整</p>

<p>松下委員長</p>	<p>理するののかという部分があります。</p> <p>さまざまなケースがあって、説明するための制度設計はむづかしいだろうし、これからだと思うが、税金が使われているものには説明責任をしっかりとしていこうよという思いを表現することでいいのではないか。実際の制度設計はむづかしいと思うが、方向は決めなければならない。</p>
<p>鵜飼委員</p>	<p>私は、大和町の連区長、一宮市連区長会の会長をやっておりますが、私も一つの町内会として、総会、監査を経て、決算報告をするなどしてはいますが、町会長のなり手もなく、みんな逃げたいばかりで、やりたくない人は80%以上います。支出については、行う事業に比べて、だいたひ足りない状況であり、現状では何もできません。合併後の連区長会の勉強会もやるなど、一生懸命みんなやっておりますが、公開については出来ることとできないことがありますのでよろしくをお願いします。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>町内会もなかなか手がいない。税金を使うということに関しては、方向としては、きちんと説明できる方向で進めていくという姿勢を条例の中で出していくということはどうでしょう。表現としては、丸めてというか、もう少し方向性ができるような表現にしていけば。</p>
<p>山口（善）委員</p>	<p>町内会などの例外を除いて、一般的に、市が補助金として、出しているものは、情報公開条例によって全て公開しています。</p> <p>町内会では、町会長個人への役務の提供に対する対価と、町内を運営することに対するものなどいろいろなものが絡み合っています。こうしたものは町内会の中ではきちんと公開されていると思いますが、市のほうとしてはそこまでの決算書をもらうということはしていません。事業に対する報告はもらっています。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>整理すると、お金によっては、給与的なものは説明する必要はないが、事業のためにももらったようなお金は説明する必要があるということですね。この条例で、表現は難しいですが、税金が市から出たら説明できるようにしておきましょうというの</p>

<p>八木委員</p>	<p>が、の後段ですね。の前段の「団体は積極的に公開する責務があります」はちょっと意味合いが違って、団体はできるだけオープンに、他の団体や他の人たちを巻き込みながらまちづくりをしていきたいと思いますということなので別の議論ですね。ですからこれは、後に出てくる市民活動の部分で議論すればいいと思いますね。</p> <p>合併してからの一宮市の情報公開はすさまじいものがあります。全国平均より上です。</p> <p>私は各種団体の中で、一宮市子ども会の副会長をやっておりますが、ここもきちんと報告等出しておりますし、連区制をやっている木曽川町の連区長さんは年間15万円で、187日間も各種会議、行事に出席しています。そういう現状も見据えていただきたいと思います。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>要するに、町内会の三役の活動費をなしということにした場合、大変なことになるのでしょうか。市と町内の両方から役員に手当が出ていたこともあったようですが。私も、2年後に三役になりますが、市の歳出削減の一環という意味で、三役はボランティアとして無償でやっていただくというように、大胆に切り替えていくべきではないかと思っています。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>次の議論で、自治基本条例とは別に、それを受けて、具体的なまちづくりの担い手の見直しのお話が出てくると思います。</p>
<p>平井委員</p>	<p>地域づくり協議会設置要綱が送られてきましたが、こうした諸々のことは基本条例の下付けになるのであって、あまり細かなことを基本条例に書くのはどうかなあと思ってまいりました。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>大きな方向性の中で決めたいと思います。個々には、方向性も2つに分かれたりすることもあるかもしれないが、それは次の、これを具体化していく中で議論を進めてまいりたいと思います。ここでは、「団体については、一定の説明責任を果たしていく」、そこをしっかりと押えておく。その上でさらに、団体についてはできるだけオープンにというか、多数の人が参加できる</p>

<p>鵜飼委員</p>	<p>ようにという心がけで仲間を増やしていく、そういう運営をしてほしいというところが全体のまとめだと思います。</p> <p>町会長には、市からの手当てと町内会からの手当の両方は出ません。その点、よろしくお願いします。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>それでは、残ったところになりますが、7ページの参加の機会です。細かく書いてありますが、集約する必要があります。流山では、「多様な参加の機会を設けるよう努める」とまとめています。このように集約するといいいのではないのでしょうか。</p>
<p>石井委員</p>	<p>「行政は、・・・機会を提供する」ということと「地域活動団体やNPOなどは、・・・機会を提供する」という2つのことがあげてあるのが特徴なんです。まとめてしまうとそれは成り立ちうるのでしょうか。他の自治体は、そういうことは書いていないが、思いとしては、まちづくりの担い手でもある地域活動団体やNPOも市民が参加できるような機会を増やす努力をしましょうねというのがあります。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>それは、後ろに出てくる地域活動団体やNPOのところに入れ込むということで、いいのではないのでしょうか。よろしければ、ここで、市民参加の部分の議論を終えて、休憩とします。</p> <p style="text-align: center;">(休 憩)</p>
<p>松下委員長</p>	<p>それでは、再開します。</p>
<p>浅野委員</p>	<p>参加の部分で特に言っておきたいことがありますので、お願いします。参加の機会の部分をもう少し、どういったものが教えていただきたい。資金面で微弱なNPOと行政が同じ土俵で、まちづくりについて協働でやっていけるだろうかと思っています。NPOは、人材・能力はあっても、お金がありません。この部分をもう少し教えていただきたい。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>市民活動支援制度は市民の税金をそこへ充てるというもの。</p>

<p>浅野委員</p>	<p>考える会のメンバーの中では、市民のポケットマネーをまちづくりに充てるという仕組みを考えました。概略ですが、地元信用金庫のご協力がいただければ、市民個人の普通預金から毎月任意の金額を支援する団体に寄付をするというものです。具体的なイメージ図も作ってありますが、時期とか誰が仕掛けるかという問題があって、この文章にとどめてありますが、活動団体に市民が寄付するという仕組みになればいいなということです。</p> <p>私どもが予定している資金調達のためのイベントは単発のものです。しかし、活動はずっと続きます。商工会議所さんを仲立ちとした企業セクターとの支え合いの部分で資金調達を図っていくことと、もう一つはこの提言のように市民からの資金調達を考えていくことも必要だと考えています。そういう意味では、この提言は非常に心強く感じます。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>これは、後ろのほうで、活動団体を支える仕組みということで出てきますので、条例にするときはどういった表現にするのかは難しいと思いますが、「市民が市民を支える仕組みも大事でそれを整備するように努めていく」という感じでまとめたいと思います。</p> <p>それでは、情報公開に行きたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>< 該当部分「市民の権利」「情報公開・共有」朗読 ></p>
<p>松下委員長</p>	<p>この部分についての思いを考える会からお願いします。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>ここは、「市民が知る」ということと、情報を提供する側がより多くの情報を出すということの流れが強くなっていて、新聞などに、自治体の情報公開度が出た時に、一宮市がいつも上位に掲載されるようにという思いです。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>市民の権利は、法規的に見ると、情報を知る権利が制限される形になっている。まちづくりや税金の使い方に関してのみ知ることができると読めてしまう。そういうことではないですね。それと「計画段階から知る権利があります」と書いてあり</p>

古池委員	<p>ますが、この部分については、どうでしょうか。</p> <p>ここでは、「できるかぎり早い段階から知る権利があります」という意味でしょうね。</p> <p>ちょっと気になりますのは、計画段階から知る権利があると書いてありますが、計画がある程度パブリックになった段階のことを言っているのでしょうか。</p>
石井委員	<p>どこの段階の計画段階かというのは、考える会でも検討しましたが、難しいということで、明確にはせずに、ぼかしているという状況です。明確にはできませんが、方向性を打ち出したということです。</p>
太田委員	<p>議会にも話が出ていない段階からなのかどうか分からない。</p>
石井委員	<p>考える会での議論の中のニュアンスとしては、パブリックコメントの段階で知るのは今でもできるが、それよりも前というのが、思いです。具体的な手続や方法については議論していません。しかし、方向性としてはそういうところから知りたいということです。</p>
山口（善）委員	<p>非常に微妙です。日本は、議会制民主主義です。そうはいつでも、議会に提案する前にパブリックコメントにかけることは、行っています。</p> <p>端的な例で言えば、予算が翌年度の計画になりますが、私どもの中で、11月ぐらいから、それぞれの立場でもんで、1月下旬に市長のところに来て、財源の問題もあるので、最終調整をして議会に出します。議会に出て初めて表に出すわけですが、その前に外に出すというのは、最終の財源を詰めずにやっていること、また議会軽視ということもあり、今の制度上、非常に難しい。逆にそれを出したとして、100とか200の事業の中には、必ず反対もある。それを市長の最終的な判断で出していくことになる。立案というのは、物によって変わると思います。</p>
山口（昇）委員	<p>市民の権利をいろいろ盛り込みたいというのは、わかりませんが、細分化すればするほど、むしろ表現が難しいのかなと。そ</p>

古池委員	<p>ういう点では、豊田市、流山市のように短い言葉で表現したほうがすっきりすると思います。</p> <p>市民の権利は、「知る権利」と「参加する権利」ですよ。に書いてあるのは、「提案する権利」につながります。計画段階から入るということは、こういう計画をやってくれよということにつながります。それは、ひいては「まちづくりに参加する権利」だと思っうんですね。ですから、ここで言い尽くされています。問題は、まちづくりに参加するためには、知る必要がありますので、知ることを保証してくださいよということです。あえて「重大な影響を与える」とか「計画段階」と言わなくてもそれらはみなさしずめ「参加する権利」だと思っいます。</p>
松下委員長	<p>要は、判断できる仕組みを整備して、知る権利を保証すればいいということですね。</p> <p>副市長さんのお話の件でいうと、いろいろな例がありまして、例えば我孫子市の場合、予算は、担当課と財政課が議論しているプロセスから外に出ています。予算の検討の経緯がインターネットに出ています。プロセスが分かるわけです。他にもそういった市があります。しかし、大半のところは、そうすると誤解やさまざまな問題もあるので、決まった後に出すようにしています。このように「計画段階」の考え方が分かれるので、一宮市でどうするかは議論です。</p> <p>「事前に知る権利」は、参加する権利の条件でもあるから、参加する仕組みの中で、できるかぎり計画段階から知るような仕組み・機会を作るとするのが、ひとつの方法かなと思っいます。限られた予算ですから選択の過程を出さないと納得してもらえないわけですね。の「特に・・・」の部分は仕組みの中に入れ込めるようなら、入れていくようにしたいと思っいます。あえて権利とは言わずに、仕組みとして機会を作っていくと入れ込んでいけばよいと思っいます。具体的な中身はこれからの議論、このまちの力量ですね。</p> <p>次に、情報公開・共有の部分について、いきましょう。</p>
八木委員	<p>のところで、参考ですが、本年度から連結決算が義務づけ</p>

	<p>られました。そういう状況だということも報告しておきます。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>の部分はどうか？</p>
<p>浅野委員</p>	<p>方向的には賛成ですが、現時点では特にという感じはします。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>「共有します」というぶっきらぼうな言い方よりも、「大いに活用してパワーアップしていきましょう」のように方向性みたいなものを書いたほうが市民からも共感を得られるのではないのでしょうか。他に何かありますか？</p>
<p>青木委員</p>	<p>情報公開の で、意図的な公開にならないようします。とありますが、これは具体的にどういうことを指すのか。</p>
<p>石井委員</p>	<p>想定したことがまちがっているかもしれませんが、想定したものとしては、「ここから先の情報は出たくないから、それが出ないように制度設計にしておく」というのが意図的な公開ということです。行政で恣意的に情報を出さないことはあってはならないという意味でこういう文章を入れました。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>それを条例文にすると、流山市のように、「公平かつ公正」という表現になってくると思います。 どちらにしても、解説文のようなものを作る必要がありますね。せっかくの思いが見た人に伝わらない。 それでは、評価について、議論したいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>< 該当部分「評価」 ></p>
<p>松下委員長</p>	<p>(考える会の方に) 補足していただきたいのは、行政評価というのが17ページにあるが、ここでの評価というのは、行政評価を超えた市民自身の評価のことなのか、行政評価の中に市民の意見を取り入れていこうという評価なのかははっきりしませんので、そのあたりをご説明していただきたい。 また、第三者評価を取り入れようということだと思いますが、というのは外部監査を指すのか。</p>

<p>岩原委員</p>	<p>他市の例でいきますと、空白になっていますので、一宮市の み、この項目を使ったということだと思います。そもそも、市 民のまちづくりということで、評価の項目を加えています。そ れを受けて、自らの活動そのものを含めて、ここに出したわけ です。 市民自らが、チェックし合うという点で出したわけです。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>～ は、行政評価に市民が参加していこうと意味ですね。 は、第三者評価ということですね。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>他の自治体と違うのは、行政が行政を評価するのではなく、 活動団体を通して私たちの意見を行政に届けたり、直接市民と して意見を届けたりするなど、いろいろなルートで評価に加わ っていくということだと思います。</p>
<p>石井委員</p>	<p>私の記憶では、行政が行政自らを評価する行政評価は、私た ちの議論にはなかったように思います。あったとしても意識と しては希薄だった気がします。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>そうすると、他市にある行政評価を否定するものではないで すね。</p>
<p>八木委員</p>	<p>この内容を見ると、われわれ議員が常に行っていることだと思 います。市民の方が議員に対してというのは別ですが、行政 に対しての評価はわれわれの仕事だと思いますが。</p>
<p>石井委員</p>	<p>それを否定するわけではありません。「市民参加のまちづく り」という章立ての中で考えていった時に、市民の役割とは何 だろうと考え、市民も評価していくべきだということで、出て きたものだと思います。</p>
<p>平井委員</p>	<p>私自身、第 6 次総合計画推進市民会議に関わりまして、PDCA に基づく考え方を知りました。考える会委員の中にも、それに 携わっている人が多くあり、市民もやりっぱなしではなくて、 そういう評価に参加していく必要があると思います。</p>

松下委員長	<p>による市民の評価に主眼をおいて、市民団体が評価をしていくという姿勢で、そのための仕組みを作っていくということです。たとえば、第三者機関がどういう評価をするのかというのがわかるともう少しイメージしやすいですね。</p>
石井委員	<p>のカッコの中が、想定している大きなものです。総合計画市民会議とかはすでにあるものが例示されています。</p>
太田委員	<p>の中で議会活動を評価するとありますが、議員を評価するのか、議会活動を評価するのか。もし議員を評価するのであれば、死滅させることにもなりかねません。どの段階で何を評価するのか見えてこない。</p>
石井委員	<p>評価するのは議会活動です。ここで議論していたのは、議会だよりがないとか、議会全体がどう活動しているのか見ていくべきではないのかということのウェイトが大きかったと思います。</p>
松下委員長	<p>議会活動が市民の思うようになっていくのかどうか、仕組みを作って評価していこうということなので、その制度設計がイメージできないとなかなか難しい部分があります。</p>
古池委員	<p>市民による評価をした後、どのように次の展開に結びつけるかということ、19 ページに評価のための市民委員会など、実効性の確保ができてきますが、評価したことについて、市長に報告し、改善を提案するということがいいですか？ 具体的にどう管理するのか。</p>
岩原委員	<p>19 ページの市民委員会は、条例ができたあとに、この条例がどの程度市民に浸透して動き出しているのかみていくものです。7 ページの評価とは違います。</p>
浅野委員	<p>の表現は間違っていないと思いますが、評価という面では、いろいろな活動団体が市民ひとりひとりの意見を行政に届けることはとてもできない。必要性は認めますが、現実問題、～ は難</p>

<p>松下委員長</p>	<p>しい。</p> <p>「市民を評価の主体として位置づけ、仕組みを作って育てていく」とするか、「道半ばなので、市民や市民団体が評価できるように力をつけるよう努めていく」とするか。思いはわかりませんが、「市民を評価主体として大いに育てていきましょう」とまで条例に書ききれるかどうかだと思います。</p>
<p>鵜飼委員</p>	<p>これは時間がかかると思います。</p>
<p>八木委員</p>	<p>人が人を評価することはなかなか難しい。他市はないわけですね。一宮市の総予算 2,200 億円ですが、それを全部評価せよという時に、どのような情報を集めるのか、それを見る人たちがどれだけの構成員でやるのか。あいまいな部分がある中で「評価」を基本条例に書き込むことが、本当にできるのか心配しております。</p>
<p>古池委員</p>	<p>総合計画推進市民会議は目標値がすでに設定されていますよね。それを進行管理しているところもありますよね。評価基準があって目標値があるというのは、総合計画でうたっている目標値のことですか。予算に裏付けされた事業を評価するための基準はあるのですか。</p>
<p>石井委員</p>	<p>一宮市の場合、評価を具体的にイメージしやすいのは、すでにある総合計画推進市民会議の評価ですね。</p> <p>ただ、ここで、議論している評価については、それを超えたものです。費用対効果などもチェックしたいという議論はありましたが、具体的な方法はまだ煮詰まっていません。気持ちとしては、そこまで踏み込んでいきたい。</p>
<p>平井委員</p>	<p>市民会議はあくまでも、市民目線での評価、常識で判断するということです。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>ここに書かれている評価が、まちづくりへの参加と別物かどうかということですか。特別に評価として項目を起こすということは、そこに参加にはない価値があって、その価値が何かを示</p>

	<p>せないと書く意味がない。参加は、行政が行うことに意見を言っていくということですが、そうじゃなくてそれを越えていって、独立した何かがあって、そういう価値基準をみなが尊重した仕組みなら、それは一つの考え方かなと思います。条文を書こうとすると、それを具体化した出来上がり図がないと納得されません。思いはわかりますが。</p> <p>評価する市民団体が力をつけていこうよという方向性なら書けると思いますが、制度が見えてこないとなかなか難しいですね。</p> <p>評価する団体が、さまざまな視点でさまざまな情報を的確に分析する団体ができるというのは、一つの方向だと思います。そこに至るには、時間もかかるし、目標も必要ですね。</p>
石井委員	<p>活動団体の実態が見えていれば書きやすいのでしょうか。</p> <p>例えば、「市民ひとりひとり」に主眼を置いたらどうでしょう。考える会で議論していたことは、市民ひとりひとりが、まずは評価する最初の主体であるし、能力を持っているようになりましょうということでしたので、それを評価の内容として書くということは難しいのでしょうか。</p>
一色委員	<p>「評価」という言葉を使ってみえますが、「評価」というのは一定の基準やルールで行うべきだと思います。ただ「いいなあ」とか「よくないんじゃない」とか、個人個人が勝手に言うことに「評価」という言葉を使うこと自体おかしいように思います。</p> <p>私は、この評価には議会が入っているので総合計画とは違うのかなと感じました。P.8の「総合計画」の に総合計画への市民関与が書かれています。</p> <p>「評価」には、市民ひとりひとりとか、には活動団体を評価することも書かれています。よく分かりませんね。</p>
松下委員長	<p>石井委員が言われたのは「市民の役割」ですね。評価のできる市民になろうよということですね。問題は、団体としてあるいは組織として評価する仕組みを作りましょうということはこのまちの総合方針として条例に書こうとすればそれなりの裏付けがみえる形でないと説得力がないということですね。</p>

石井委員	<p>そうすると想定される評価者は、市民オンブズマンのような組織だけということになりますか。</p>
松下委員長	<p>そうとは限らないと思います。NPO 団体の育成にもからんできませんが、こういう評価が出来る NPO を育てていこうということもあると思います。仕組みが書いてあればそれを育てていかなければならないし、育てていくためには、どう育てていくかの形が見えないと。応援する形を作らないと育っていきませんね。どうまとめましょうかね。</p>
石井委員	<p>今のニュアンスでいうと、他の項目の「市民の役割」であったり、「参加の項目」に入ってしまうと思います。</p>
松下委員長	<p>どうですか。思いがあって、提言書に書かれていますが。</p>
岩原委員	<p>これは、条例化する時に難しいという技術的なことでしょうか。</p> <p>予算などは、議員さんがチェックしていらっしゃるので、補完する意味での議論が前提になっていまして、行政がやることばかりではなく、市民が市民を評価することも含まれるわけで、双方向のイメージで議論していました。お互いが評価し合うということで、お互いに成長していくという意味です。どう条文にするかは、難しいですが。</p>
松下委員長	<p>それでは、もう少し研究しましょう。形が出ればそれでいいですし。形が見えないと、何をやろうとしているのか、みなさんと共有ができません。</p>
八木委員	<p>「市民参加のまちづくり」は、人と人々が理解し合うことだと思います。お互いを認め合うことですから、評価というのは・・・。</p>
平井委員	<p>認め合うという前提です。評価は批判ではありません。</p>
浅野委員	<p>思いはわかりますが、進みすぎていると思います。民間人が</p>

<p>松下委員長</p>	<p>どうやって評価できますか。やるとしたらここにあるような第三者機関でしょう。もっと段階的に、まずは、自治基本条例を作ることが大切なのではないのでしょうか。</p> <p>P.17にある第5章 他市の「行政評価」という項目はどうしますか。一宮市はない状況ですが。なくていいですか。せっかく議論になったので。後でもう一回議論してもいいですけど。</p> <p>もし、次回「評価」の形を表現することができればお話いただいてもいいですが、現時点では難しそうなので、思いをどこか、「市民の役割」とか解説文とかに書くこととして今の議論をつぶさないようにしたいと思います。</p> <p>第3章まで終る予定でしたが、大事な議論でしたので仕方ないですね。</p> <p>今日は、ここまでとしたいと思います。</p>
<p>事務局(企画政策課長)</p>	<p>お手元の「自治基本条例素案検討委員会日程(予定)」をご覧ください。次回第4回は、9月26日(土)午後1時30分より、会場は、一宮市民会館の1階大会議室です。会場が変わりますのでご注意ください。第5回以降についても記載のとおりですのでよろしくお願いします。以上でございます。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>それでは、これにて散会といたします。ありがとうございました。</p> <p><u>会議終了(16:35)</u></p>